

岸壁、ふ頭用地、荷さばき地、重量物用橋型起重機

及び事務所使用料徴収事務の受託者証

次の者は、岸壁、ふ頭用地、荷さばき地、重量物用橋型起重機、及び事務所使用料徴収事務の受託者である。

受託者の名称	財団法人 横浜港埠頭公社 理事長 金近 忠彦
受託事務	岸壁使用料（大黒ふ頭 T-9 号岸壁及び C-3 号岸壁、本牧ふ頭 BC 突堤間 1 号岸壁並びに C 突堤 5 号岸壁から 9 号岸壁まで並びに D 突堤 1 号岸壁から 3 号岸壁まで及び D 突堤 5 号岸壁、南本牧ふ頭 1 号岸壁に限る。）、ふ頭用地使用料（コンテナターミナル用地（大黒ふ頭 T-9 号コンテナターミナル用地、本牧ふ頭 BC コンテナターミナル用地及び D 突堤コンテナターミナル用地に限る。）、舗装地及び未舗装地（大黒ふ頭 T-9 港湾施設用地、本牧ふ頭 BC 突堤間港湾施設用地及び D 突堤港湾施設用地に限る。）、荷さばき地使用料（大黒ふ頭 T-9 号岸壁荷さばき地及び冷凍コンテナ用 2 号荷さばき地、本牧ふ頭 D 突堤 1 号バース荷さばき地から 3 号バース荷さばき地まで及び冷凍コンテナ用 1 号荷さばき地から冷凍コンテナ用 4 号荷さばき地までに限る。）、重量物用橋型起重機使用料（T-4 号重量物用橋型起重機、T-5 号重量物用橋型起重機並びに BC 1 号重量物用橋型起重機から 3 号重量物用橋型起重機まで並びに C-2 号重量物用橋型起重機から 5 号重量物用橋型起重機まで並びに CS-1 号重量物用橋型起重機、CS-2 号重量物用橋型起重機、CS-4 号重量物用橋型起重機及び D-2 号重量物用橋型起重機から 4 号重量物用橋型起重機までに限る。）、事務所使用料（大黒ふ頭 T-9 事務所に限る。）の徴収事務
受託期間	平成 22 年 4 月 1 日から 平成 23 年 3 月 31 日まで

平成 22 年 4 月 1 日

横浜市長 林 文子

